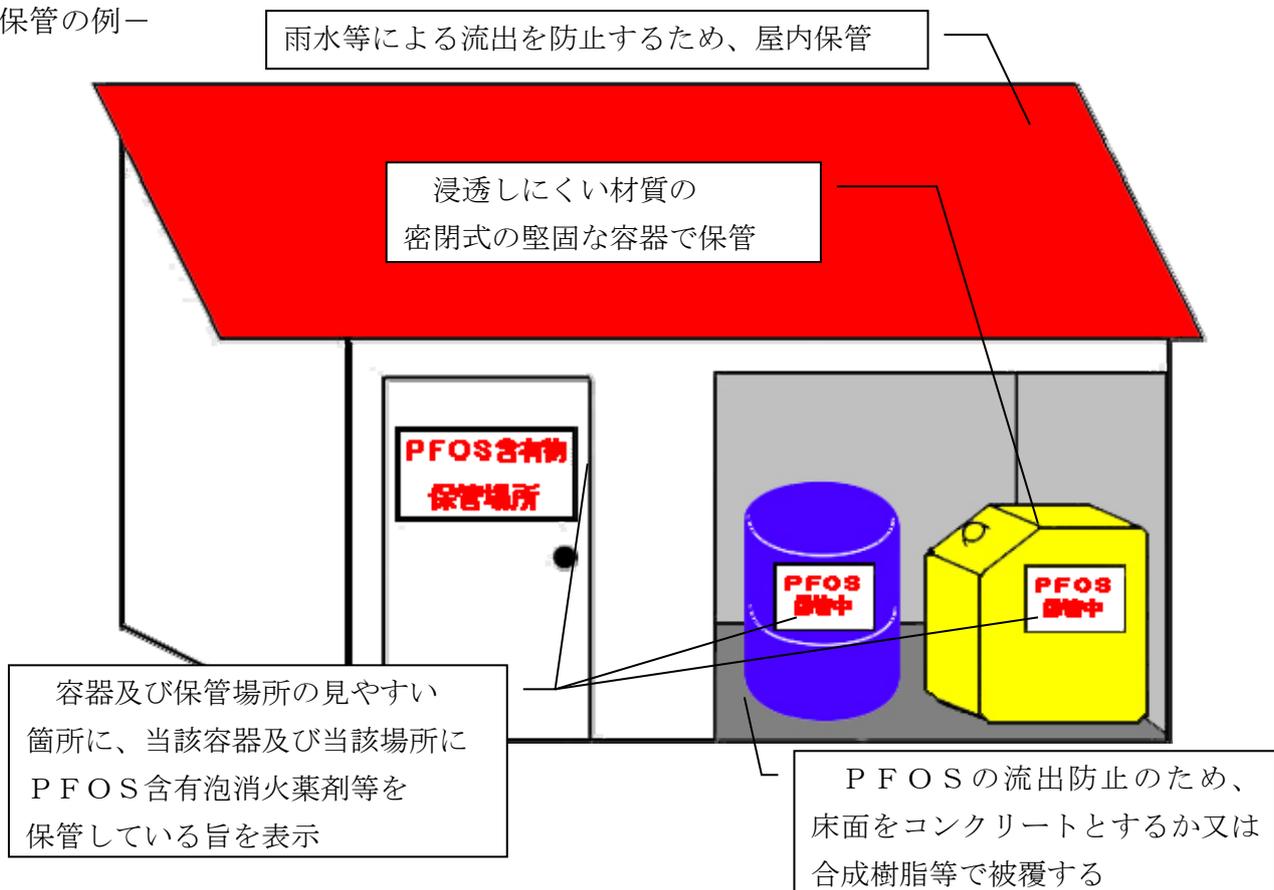


PFOSを含有する泡消火薬剤等の保管について



PFOS〔ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)〕を含有する泡消火薬剤等を取り扱う事業者は、保管方法に関する技術基準*に従い、保管しなくてはなりません。対象となるものは、PFOSを含有する消火器用消火薬剤、泡消火薬剤及びその汚染物となります。なお、消火器等の消火設備に充てん済みの薬剤は、この保管に関する技術基準*の適用外となります。

—保管の例—



また、この取り扱い事業者は、上述の基準に従って保管をしたうえで定期的に点検を行う必要があります。点検すべき事項は、1)容器から泡消火薬剤等が漏出していないこと、2)容器に損傷又は腐食が生じていないこと、3)床面等にひび割れのないことの3点です。点検の結果、異常が認められた場合は、速やかに補修その他必要な措置を講じることとされています。なお、点検結果は記録として5年間保存しなければならないと技術基準*に定められています。

このほかに保管の際の注意事項として、事業所ごとに泡消火薬剤等の保管数量を記載した帳簿を作成し最終記入日から5年間保管しなければならないことも定められています。

*化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三の項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表PFOS又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令

当社はPFOS分析に実績がございます。詳しくは、当社 分析担当者 田沼、長谷川(知) (フリーダイヤル0120-01-2590 内線224、330) まで、お気軽にお問合せください。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

